

## 工事に関する入札制度の見直しについて

## 1 見直しの考え方

本県では、平成18年12月28日に決定した「改革の基本方針」に基づき、平成19年4月から条件付一般競争入札を柱とする新しい入札制度を導入し、透明性・競争性・公正性等の向上に取り組んでいる。

一方、条件付一般競争入札の本格導入に伴う課題に対応するため、

- ① 過度な競争や不良不適格業者の参入の防止
- ② 災害時の応急対応など地域の安全安心を担う地元建設業者の受注機会の確保
- ③ 公共工事の品質確保を図るため、企業の技術力等の適切な評価

などの観点から、平成21年度から以下のとおり制度を見直すこととしたい。

## 2 総合評価方式について

(現行)

平成20年度の試行対象は、2億円以上の工事は全件、1千万円以上2億円未満の工事は抽出。



(見直し案)

- (1) 対象は、3千万円以上の工事は全件、3千万円未満の工事は抽出。
- (2) 入札参加者と発注者双方の事務負担に配慮し、特別簡易型の対象件数を拡大。
- (3) 価格以外の要素を適切に評価するため、加算点を増加。
- (4) 技術力、地域貢献に関する評価項目を追加し、地域貢献の評価割合を高め、評価項目や配点を見直し。

(見直し理由)

総合評価方式については、公共工事の品質確保のための企業及び技術者の技術力や地元企業の地域貢献などを適切に評価する観点から、(案)のとおり見直すこととしたい。

### 3 地域要件について

(現行)

1千万円以上3千万円未満の一般土木工事の地域要件は、隣接3管内。



(見直し案)

1千万円以上3千万円未満の一般土木工事の地域要件は、管内。

(見直し理由)

本県では、地域要件の設定基準を以下のとおり定めている。

- ① 原則として、入札参加資格者数をおおむね50者確保する。
- ② 例外として、一定金額未満の工事で30者確保される場合は、地域要件を各建設事務所管内とする。(具体的には、1千万円未満の一般土木工事と5百万円未満の建築工事が対象)

1千万円以上3千万円未満の一般土木工事については、

- ① 入札参加資格者数30者確保の基準を満足していること
- ② 地域要件が管内の場合とそれ以外の場合で、平均落札率に差が見られず、競争性が確保されていること

など、隣接3管内から管内へ地域要件を変更しても大きな影響が見られないことを踏まえ、地域を支える地元建設業者の受注機会確保の観点から、(案)のとおりに見直すこととしたい。

### 4 指名競争入札について

(現行)

平成19年度から条件付一般競争入札を柱とする新しい入札制度を導入。  
平成20年度に指名競争入札を一部試行。



(案)

引き続き条件付一般競争入札を柱とする入札制度を維持。  
指名競争入札については試行を取り止め。

(理由)

平成19年度、特に少額工事において、

- ① 地域密着型工事で、手続期間が長いため苦情が寄せられる事例の発生
- ② 応札者なしの事例の発生

などの課題が指摘されている状況を踏まえ、指名競争入札を一部試行してきたが、以下のとおり、積極的なプラスの効果が確認できなかった。

- ① 入札手続期間の短縮が、想定したほどは図られていないこと
- ② 応札者の確保について、条件付一般競争入札との違いが見られないこと
- ③ 条件付一般競争入札と工事成績評定点が大きく変わらないこと
- ④ 地域性や施工実績等の条件により指名業者を選定する傾向がみられることから、下位ランク業者が指名される割合が低くなっていること

また、指名競争入札が、指名業者の類推により不正行為につながる可能性がある入札制度であること、新年度から総合評価方式や地域要件の見直しを予定していることから、(案)のとおりとしたい。

## 5 予定価格事後公表について

(現行)

工事の予定価格については、平成16年度から事前公表。  
平成20年度に事後公表を一部試行。



(見直し案)

- (1) 原則として予定価格を事後公表。
- (2) 例外的な対応として、例えば、年度末の短期間に契約を締結する必要がある国の緊急経済対策による工事など、契約手続期間に余裕がなく予定価格超過による入札やり直しが困難で、やむを得ず公告期間(見積期間)を短縮する場合などは、事前公表。

(見直し理由)

平成19年度において、

- ① 予定価格を目安に、積算せずに入札に参加する業者の存在
- ② 最低制限価格が類推され、低入札発生の要因になっている
- ③ 多数の入札参加者によるくじ引きの発生

などの課題が指摘されている状況を踏まえ、予定価格事後公表を試行してきたが、以下のとおり、一定の効果が確認できた。

事後公表は、事前公表と比較して

- ① 特定の落札率へ集中する傾向が見られないこと
- ② 最低制限価格を下回っての失格や低価格入札の発生割合が低いこと
- ③ 落札者決定のためのくじ引きの発生割合が低いこと
- ④ 全員が予定価格を超過し、入札不調となった事例が少ないこと

また、予定価格を探るなどの不正行為や情報漏えいなどは確認されていないが、平成18年12月に官製談合防止法が改正され、職員による入札等の妨害の罪が新設され、入札に関する秘密情報の漏洩が厳罰化された。

さらに、本県では、平成19年度以降、以下のとおり不正行為防止対策が強化されていることから、予定価格の公表時期については(案)のとおり見直すこととしたい。

- ① 予定価格を探ろうとする行為へのペナルティの新設
- ② 職員が不正行為を発見した場合に通報する外部窓口の設置
- ③ 職員に対する働きかけがあった場合に公表する制度の新設
- ④ 業者からの設計図書に関する質問は、原則、文書で受け取り、回答はホームページで行うなど、職員との接触を回避